

社会福祉法人有誠福祉会 役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人有誠福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等の支給の基準及び報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と評議員選任・解任委員を併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費・旅費・宿泊費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事報酬
- (2) 職員兼務役員等の報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、定めるものとする。

- (1) 報酬＝別表第1に定める額。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第3の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 2 報酬は毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、職員給与規程第10条の規定に準じて支給）に支給する。
- 3 非常勤の役員及び評議員と評議員選任・解任委員に対する報酬は、理事会又は評議員会又は評議員選任・解任委員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。別表第

- 4 報酬は、現金により本人に行う。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 5 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費 用)

第7条 役員等が出張する場合は、別表第4に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。
- 4 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公 表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則：この規程は、平成29年6月7日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

- 一部改定：平成30年6月28日
- 一部改定：令和2年6月17日
- 一部改定：令和5年6月26日

別表第1（常勤理事の報酬）

役職名	報酬の額（月）
理事長	2,000,000円

別表第2（非常勤役員等の報酬）

（1）評議員

区 分	支給額
評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人業務等への出勤	5,000円

（2）理 事

区 分	支給額
理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人業務等への出勤	5,000円

（3）監 事

区 分	支給額
監事監査等への出席	10,000円
上記の他、法人業務等への出勤	5,000円

（4）評議員選任・解任委員

区 分	支給額
委員会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人業務等への出勤	5,000円

別表第3（職員兼務役員等の報酬）

当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、下記の範囲内において役員報酬を支給する。

役職名	報酬の額(月)
理 事	200,000円

別表第4（役員等の費用）

項 目	支給額
旅 費	実 費
宿泊費	20,000円
日 当	10,000円／日
その他	実 費